

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第3次ベビーブームが起きなかった背景 ～経済・雇用及び所得関連データからの一考察～
著者 / 所属	柿沼 重志 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	228 号
刊行日	2023-10-2
頁	1-19
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r05pdf/202322801.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044）／ 03-5521-7683（直通））。

第3次ベビーブームが起きなかった背景 ～経済・雇用及び所得関連データからの一考察～

内閣委員会調査室 柿沼 重志

《要旨》

本稿では、起きることが期待されていた第3次ベビーブームが起きなかった背景について、当時の経済・雇用及び所得関連のデータに焦点を当て、更にはこども・子育て政策の動きを振り返りながら、考察する。

1. はじめに

令和5(2023)年4月1日に、こども家庭庁が内閣府の外局として創設され、同年6月13日には「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』の策定に向けて～」(以下、「未来戦略方針」という。)が閣議決定された。「未来戦略方針」では、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するとの3つの基本理念が示されたほか、児童手当の拡充を始めとした具体的施策について、今後3年間¹の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施するとされた。また、「未来戦略方針」では、これまでのこども・子育て政策の変遷を「1.57ショックからの30年」と表現し、平成元(1989)年の合計特殊出生率が戦後最低の1.57となり、我が国で「少子化」が政策課題として認識されたことを契機として政府は対策をスタートさせ、平成6(1994)年12月の「エンゼルプラン²」策定以降、累次のこども・子育て政策が講じられてきたものの、少子化の進行に歯止めをかけるには至らなかったことを指摘している。

この間、平成12(2000)年前後に、第2次ベビーブーマー(昭和46(1971)年生まれ～昭和49(1974)年生まれ)³が第1子の平均出生時年齢を迎えたが、

¹ 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の3年間。

² エンゼルプランは、子育てを夫婦や家庭だけの問題と捉えるのではなく、国や地方公共団体を始め、企業・職場や地域社会も含めた社会全体で子育てを支援していくことをねらいとし、政府部内において、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画であった(内閣府「少子化社会対策白書(平成17年版)」、22頁)。

³ 団塊ジュニアとも呼ばれる。

出生数は横ばいあるいは微減傾向で推移し、第3次ベビーブームは起きなかった。

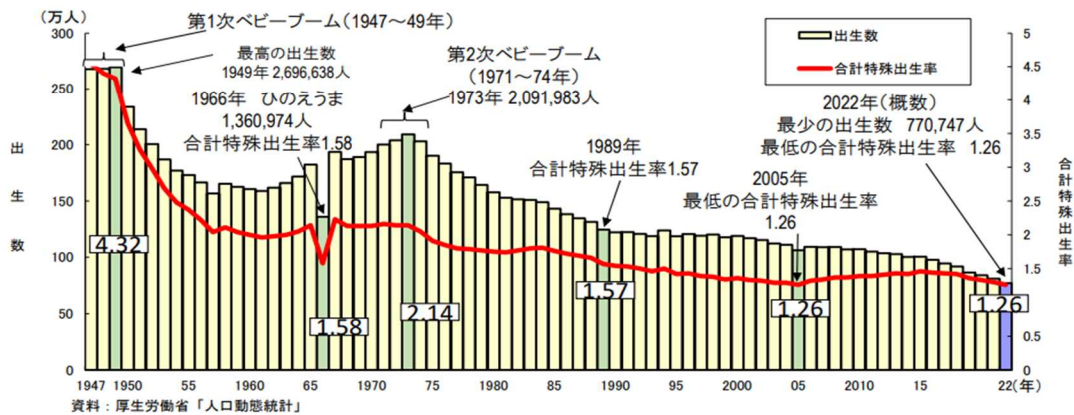
こども・子育て政策がかつてないほど注目を集める中で、本稿では、第3次ベビーブームが起きなかった背景について、当時の経済・雇用及び所得関連のデータに焦点を当て、更にこども・子育て政策の動きも振り返りながら、考察していくこととしたい。

2. 起きなかった第3次ベビーブーム

我が国の昭和22（1947）年から令和4（2022）年までの出生数と合計特殊出生率の推移を示したのが以下の図表である（図表1）。

図表1 我が国の出生数と合計特殊出生率の推移

年	1949年		1973年		1989年		2005年		2021年	2022年
出生数	269万 6,638人	...	209万 1,983人	...	124万 6,802人	...	106万 2,530人	...	81万 1,622人	77万747人 (概数)
合計特殊出生率	4.32		2.14		1.57		1.26		1.30	1.26 (概数)



（出所）こども家庭庁（こどもの居場所部会第6回）資料（令和5年8月9日）

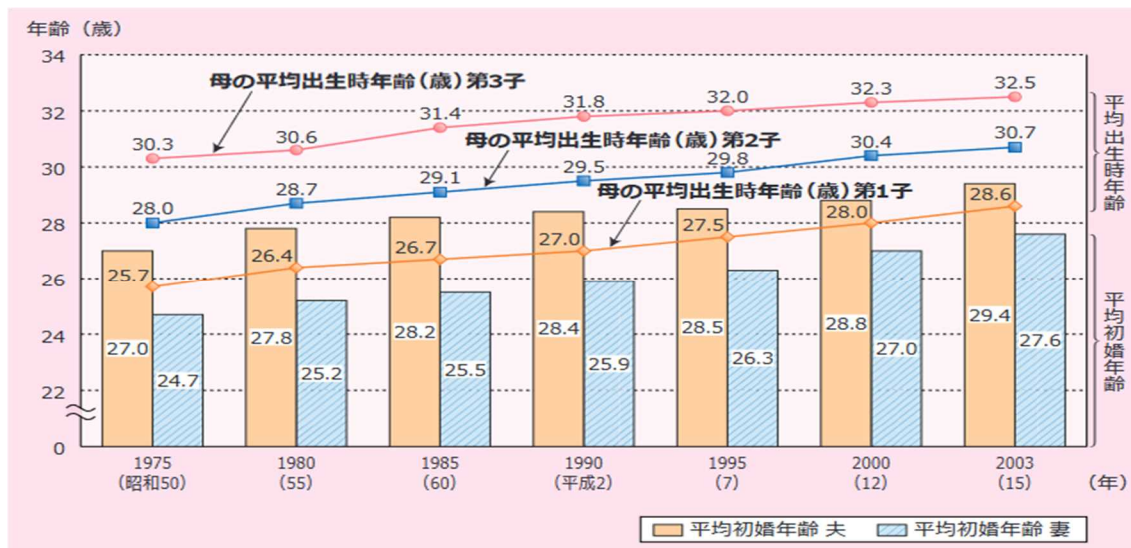
まず、第1次ベビーブームとは、昭和22（1947）年～昭和24（1949）年を指し、昭和24（1949）年の出生数は約270万人と過去最高となった。

次に、第2次ベビーブームとは、昭和46（1971）年～昭和49（1974）年を指し、昭和48（1973）年の出生数は約209万人となり、昭和41（1966）年、丙午の出生数である約136万人と比較すると、73万人以上の増加となった。

ここで、第3次ベビーブームが起きることが期待されていた時期はいつ頃だったのかを確認するため、平均初婚年齢と母の平均出生時年齢の推移を見て

みる（図表 2）。

図表 2 平均初婚年齢と母の平均出生時年齢の推移



（資料）厚生労働省「人口動態統計」

（出所）内閣府「少子化社会対策白書（平成 16 年版）」、9 頁

これによれば、平均初婚年齢が上がってきており、晩婚化が進んでいるほか、平均出生時年齢も上がっている。

第 2 次ベビーブーマーは、平成 11（1999）年には 25～28 歳、平成 12（2000）年には 26～29 歳、平成 13（2001）年には 27～30 歳、平成 14（2002）年には 28～31 歳になっており、母の平均出生時年齢（第 1 子）が平成 12（2000）年で 28.0 歳であることも考慮すれば、第 2 次ベビーブーマーは平成 12（2000）年前後に第 1 子の平均出生時年齢を迎えていたと考えられる。

それ以前の世代の女性よりも第 2 次ベビーブーマーの女性の数が多いことから、仮に同じ出生率が続いていれば、出生数が増加し、第 3 次ベビーブームが起きて、図表 1 の出生数のグラフでも 3 つ目の山が出来ていたはずである。しかし、結果的にはそのようにはならず、平成 12（2000）年前後の出生数は横ばいあるいは減少傾向で推移した。その後、平成 17（2005）年には合計特殊出生率が 1.26 と過去最低となり、出生数も約 106 万人と昭和 48（1973）年の約 209 万人からほぼ半減となっている。この点について、青山学院大学の井上孝教授は、「我々人口研究者は、団塊ジュニア（第 2 次ベビーブーマー）が 20 歳代後半にさしかかる 2000 年前後に、弱いながらもベビーブームが起こるだろうと考えていた。しかし、全く起きなかった。第 3 次ベビーブームは幻に終わった。

中には多少遅れて出生行動をとった人もいて、その動きがその後の出生率の回復⁴に寄与した」旨の評価をしている⁵。

3. 経済情勢、雇用情勢

第2次ベビーブーマーが、母の平均出生時年齢（第1子）の28歳に達するのは、平成11（1999）年～平成14（2002）年となるが、これはあくまでも平均である。出産年齢は個人差が大きく、また、高齢化⁶していることも踏まえ、以下では、平成11（1999）年～平成22（2010）年⁷までの経済情勢や雇用情勢に関するデータを見ていく。

（1）経済情勢

同期間の経済成長率と倒産件数⁸は以下のとおりである（図表3）。

図表3 経済成長率と倒産件数

	第2次ベビーブーマーの年齢	経済成長率（％）		倒産件数（件）
		名目	実質	
平成11（1999）年	25～28歳	▲1.6	▲0.3	15,352
平成12（2000）年	26～29歳	1.4	2.8	18,769
平成13（2001）年	27～30歳	▲0.7	0.4	19,164
平成14（2002）年	28～31歳	▲1.3	0.0	19,087
平成15（2003）年	29～32歳	▲0.1	1.5	16,255
平成16（2004）年	30～33歳	1.0	2.2	13,679
平成17（2005）年	31～34歳	0.6	1.8	12,998
平成18（2006）年	32～35歳	0.5	1.4	13,245
平成19（2007）年	33～36歳	0.8	1.5	14,091
平成20（2008）年	34～37歳	▲2.1	▲1.2	15,646

⁴ 平成27（2015）年の合計特殊出生率は1.45まで回復している。

⁵ 『読売新聞オンライン』（令5.1.28）

⁶ 母体の年齢別出生数の割合を見ると、母体が35歳以上は平成12（2000）年では11.8%に過ぎなかったが、平成17（2005）年では16.4%、平成22（2010）年では23.8%となっており、母体の出産年齢の高齢化が進んでいる（厚生労働省（第2回妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会資料）平成31（2019）年3月15日）。

⁷ データ終期をいつまでとするかについて恣意性を完全に排除することは困難であるが、本稿においては、母体の出産年齢が高齢化していること等を踏まえ、平成22（2010）年とする。

⁸ 倒産件数は倒産を抑制するための強い政策を打つか等によっても左右されるものであり、経済成長率との相関はあまり強くはない（筒井徹「倒産動向と中小企業の財務」『商工金融』（平25.4）、48頁を参照）が、ここでは経済情勢を反映する一つの指標として、あくまでも参考として採用している。

平成 21 (2009) 年	35～38 歳	▲6.2	▲5.7	15,480
平成 22 (2010) 年	36～39 歳	2.1	4.1	13,321

(出所) 内閣府「四半期別GDP速報 時系列表 2023 年 4-6 月期 (2次速報値)」、(株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成

経済成長率でみると、マイナス成長が名目で6回、実質で3回となっており、特にリーマンショックの影響を受けている平成 20 (2008) 年と平成 21 (2009) 年のマイナス幅が非常に大きい。

また、倒産件数も約 1.3 万件～約 1.9 万件で推移している。特に、平成 12 (2000) 年～平成 14 (2002) 年は3年続けて、倒産件数が約 1.9 万件と高止まりを続けている⁹。

(2) 雇用情勢

同期間の完全失業率と有効求人倍率は以下のとおりである (図表 4)。

図表 4 完全失業率と有効求人倍率

	第2次ベビーブーマーの年齢	完全失業率 (%)	有効求人倍率 (倍)
平成 11 (1999) 年	25～28 歳	4.7	0.48
平成 12 (2000) 年	26～29 歳	4.7	0.59
平成 13 (2001) 年	27～30 歳	5.0	0.59
平成 14 (2002) 年	28～31 歳	5.4	0.54
平成 15 (2003) 年	29～32 歳	5.3	0.64
平成 16 (2004) 年	30～33 歳	4.7	0.83
平成 17 (2005) 年	31～34 歳	4.4	0.95
平成 18 (2006) 年	32～35 歳	4.1	1.06
平成 19 (2007) 年	33～36 歳	3.9	1.04
平成 20 (2008) 年	34～37 歳	4.0	0.88
平成 21 (2009) 年	35～38 歳	5.1	0.47
平成 22 (2010) 年	36～39 歳	5.1	0.52

(注) 有効求人倍率は、新規学卒者を除きパートタイムを含む。

(出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」より作成

完全失業率は 3.9%～5.4%で推移している。特に平成 11 (1999) 年～平成

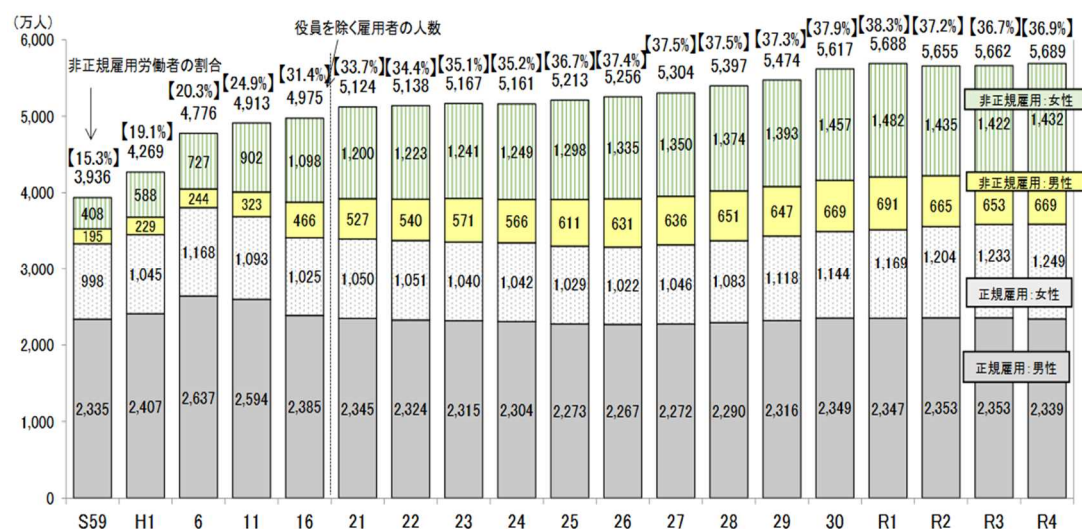
⁹ 倒産件数が 1.9 万件を超えたのは、昭和 58 (1983) 年、昭和 59 (1984) 年、平成 13 (2001) 年、平成 14 (2002) 年の4回のみであり、1.9 万件というのはかなりの高水準である。

16（2004）年は4％台後半以上の高い水準を続けている。

また、有効求人倍率は、平成18（2006）年と平成19（2007）年を除き1を割り込んでおり、厳しい雇用環境をデータが示している。特に、金融危機後¹⁰の平成11（1999）年とリーマンショック後の平成21（2009）年は0.5を割り込んでいる。

次に、男女別の正規雇用、非正規雇用の労働者数及び非正規雇用労働者割合については、以下のとおりである（図表5）。

図表5 男女別の正規、非正規の労働者数及び非正規雇用労働者割合



（出所）内閣府（女性活躍と経済成長の好循環実現に向けた検討会第6回）資料（令和5年5月22日）

非正規雇用労働者割合¹¹は、平成6（1994）年に20.3%となった後、平成11（1999）年には24.9%、平成16（2004）年には31.4%と加速度的に増えていっ

¹⁰ 平成9（1997）年に北海道拓殖銀行及び山一証券等が破綻、翌平成10（1998）年に日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行等が破綻し、金融システム不安が生じた。なお、当時の情勢について、「経済白書（平成11年度版）」では、「大手金融機関が破綻したことは、更に大幅なリスストラの必要性などを想像させ、雇用の安定や賃金の見通しについての家計の不安感を高めた。」とされている（経済企画庁「経済白書（平成11年度版）」）。

¹¹ 「経済財政白書（令和5年度版）」では、各都道府県の有配偶率（全国平均からの乖離）を被説明変数とし、これらがどのような要因に左右されるのかを検証する回帰分析を行っている。その際、説明変数には、雇用・所得環境（賃金、非正規雇用者割合）、子育て費用負担（教育費、家賃）、女性の出産に伴う機会費用の軽減措置（保育所の整備状況、長時間労働者割合）を採用したとされる。その結果、有配偶率は、①非正規雇用割合が高まるほど、②教育費が高いほど、③家賃が高いほど、その地域で統計的に有意に低いことが分かったとされている（内閣府「経済財政白書（令和5年度版）」、164頁）。

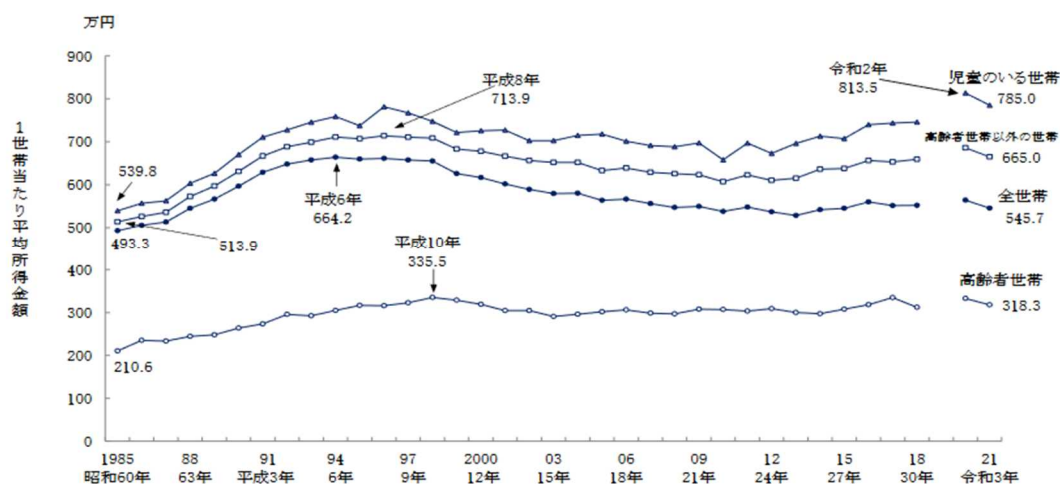
た。その後、増加ペースは若干減速したものの、平成 21（2009）年には 33.7% にまで増えている。平成 6（1994）年と平成 21（2009）年の非正規雇用労働者を男女別に比較すると、男性は約 2.2 倍、女性は約 1.7 倍の増加となっており、この間、男性の非正規雇用の増え方が急速であることが分かる¹²。非正規雇用労働者の割合は、平成 23（2011）年には 35% を突破し、その後も微増傾向を続け、令和元（2019）年の 38.3% がピークとなっている。

その背景には、経済のグローバル化による企業間競争の激化、労働市場の規制緩和や多様な働き方等、様々な要因が存在すると思われる。なお、非正規雇用者と正規雇用者には賃金格差がある¹³ほか、非正規雇用は、労働力の需給調整機能としての側面もあるため、リーマンショックのような景気の後退局面では雇い止め等によって失業状態に陥るリスクもある。

4. 所得の状況

まず、各種世帯の 1 世帯当たり平均所得金額の推移を見ていく（図表 6）。

図表 6 各種世帯の 1 世帯当たり平均所得金額の推移



（注 1）平成 6（1994）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

（注 2）平成 22（2010）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

（注 3）平成 23（2011）年の数値は、福島県を除いたものである。

（注 4）平成 27（2015）年の数値は、熊本県を除いたものである。

（注 5）令和 2（2020）年は調査（2019（令和元）年の所得）を実施していない。

（出所）厚生労働省「2022（令和 4）年国民生活基礎調査」

¹² ただし、増加数という点で言えば、男性は 287 人の増加、女性は 371 人の増加となっている。

¹³ 厚生労働省「令和 4 年賃金構造基本統計調査」によれば、正社員・正職員の賃金を 100 とした場合の正社員・正職員以外の賃金（男女計）は 67.5 となっている。

折れ線グラフの形状からも明らかであるが、全世帯、高齢世帯以外の世帯、児童がいる世帯では、1990年代後半から2000年代前半辺りの時期に、所得が大きく減少している様子が読み取れる¹⁴。高齢者世帯も同時期、やや減少傾向を見せているが、減り方は他に比べると緩やかである。

次に、生活意識別¹⁵世帯数の割合は以下のとおりである（図表7）。

図表7 生活意識別世帯数の割合

	A:大変苦しい(%)	B:やや苦しい(%)	A+B (%)
平成 11 (1999) 年	20.3	32.2	52.5
平成 12 (2000) 年	19.2	31.5	50.7
平成 13 (2001) 年	20.2	31.2	51.4
平成 14 (2002) 年	22.2	31.6	53.8
平成 15 (2003) 年	22.4	31.5	53.9
平成 16 (2004) 年	23.0	32.9	55.9
平成 17 (2005) 年	23.0	33.2	56.2
平成 18 (2006) 年	22.8	33.5	56.3
平成 19 (2007) 年	24.0	33.2	57.2
平成 20 (2008) 年	23.5	33.7	57.2
平成 21 (2009) 年	24.9	33.2	58.1
平成 22 (2010) 年	27.1	32.3	59.4

（出所）厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

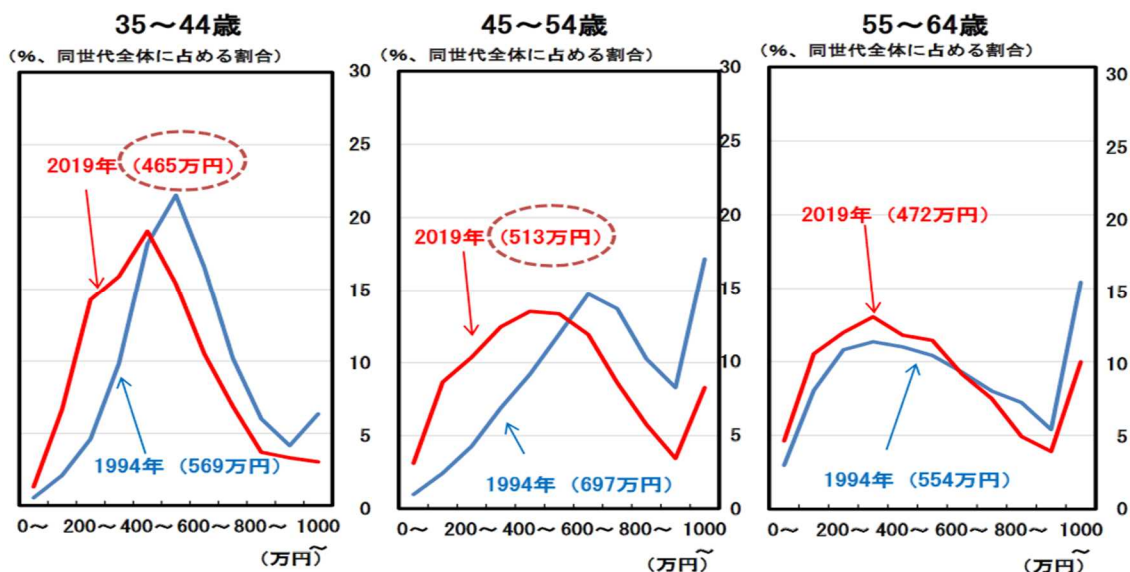
これによれば、上記の対象期間については、全世帯のうちの50%超の世帯が苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の計）と回答している。特に、リーマンショック直後の平成21（2009）年及び平成22（2010）年は約6割に迫る世帯が苦しいと回答している。

また、令和4（2022）年3月3日の経済財政諮問会議では、年代別の世帯・所得分布が示された（図表8）。なお、同図表中、赤線が令和元（2019）年時点の各年齢の世帯・所得分布、青線が平成6（1994）年時点の各年齢の世帯・所得分布、金額（所得）は中央値を示す。

¹⁴ その後も平成24（2012）年～平成25（2013）年頃まで減少傾向が長く続いた後、ようやく増加傾向に転じている。

¹⁵ 選択肢は、「大変苦しい」、「やや苦しい」、「普通」、「ややゆとりがある」、「大変ゆとりがある」の5つである。

図表 8 年代別の世帯・所得分布（再分配後）



（注）中央値とは、データを順に並べたときに順位が中央である値のこと。

（出所）経済財政諮問会議（令和4年第2回）資料（令和4年3月3日）より一部抜粋

いずれの年代でも、青線から赤線へと、低い所得の割合が増えている。特に、第2次ベビーブーマー、すなわち団塊ジュニアとポスト団塊ジュニア¹⁶の一部が含まれる「45～54歳」とポスト団塊ジュニア世代の一部が含まれる「35～44歳」の世帯では、低い所得での青線と赤線のかい離幅が大きい。また、所得の中央値についても「45～54歳」と「35～44歳」の世帯で大きく減少している¹⁷。

5. 2000年代半ばまでのこども・子育て政策の概要と評価

「未来戦略方針」では、2000年代半ばまでのこども・子育て政策について、

¹⁶ ポスト団塊ジュニアの定義は一樣ではないが、例えば、日本総研の下田裕介副主任研究員（当時）は、昭和50（1975）年～昭和59（1984）年生まれをポスト団塊ジュニアと定義している（下田裕介「団塊ジュニア世代の実情―「不遇の世代」を生み出したわが国経済・社会が抱える課題―」『JRIレビュー』2019Vol.5, No66, 45頁）。

¹⁷ これに関連し、日本総研の藤波匠上席主任研究員は、「団塊ジュニア世代の結婚や出産に影響しうる有効な手立てを打てなかったことは、もう取り返しがつかない。そればかりか、団塊ジュニア世代以降の就職氷河期世代には、低収入や不安定な雇用のまま40歳を超えてしまった人も多い。このままでは、この世代が高齢者になった時期に、年金収入が少なく、生活保護となってしまう人が相当数出ることが懸念される。将来、貧困高齢者が増えることになれば、彼らを支える社会保障費の増加に歯止めをかけることが難しくなり、それが若い世代への経済的負担となって、更なる少子化をもたらすというような負のスパイラルに陥ってしまう可能性がある」旨の見解を示している（藤波匠『なぜ少子化は止められないのか』（株式会社日経BP・日本経済新聞出版、令和5年）30～31頁）。

以下のとおり、政府の取組の概要と評価が示されている。

- ① 1.57 ショックを契機に、平成 6（1994）年 12 月には 4 大臣（文部・厚生・労働・建設）合意に基づく「エンゼルプラン」が策定された。
- ② これに基づき、「緊急保育対策等 5 か年事業」として、保育の量的拡大、多様な保育（低年齢児保育、延長保育等）の充実などについて、数値目標を定めて取組が進められたが、同時期に「ゴールドプラン」に基づき基盤整備を進めた高齢社会対策と比べるとその歩みは遅く、また、施策の内容も保育対策が中心であった。
- ③ 2000 年代に入ると対策の分野は保育だけでなく、雇用、母子保健、教育等にも広がり、平成 15（2003）年には少子化対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）が制定された。平成 16（2004）年には「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになった。
- ④ また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）により、平成 17（2005）年 4 月から、国や地方公共団体に加え、事業主も行動計画を策定することとなり、職域における「両立支援」の取組が進められるようになった。
- ⑤ このように法的な基盤は整えられていったものの、こども・子育て分野への資源投入は限定的であり、例えば家族関係社会支出の対 GDP 比は、平成元（1989）年度の 0.36% に対し、平成 11（1999）年度には 0.53% と僅かな伸びにとどまった。

このように、こども・子育て政策は打つには打たれたが、第 3 次ベビーブームは起きなかった。この点について、平成 24（2012）年 8 月 6 日に参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会公聴会に公述人として出席した吉田正幸株式会社保育システム研究所代表は、「平成 7（1995）年にいわゆるエンゼルプラン、あるいは緊急保育対策等 5 か年事業を講じたが、これが結果を生んでいない。ちょうど幻の第 3 次ベビーブームに間に合うタイミングで総合的な少子化対策を講じたにもかかわらず、山が来なかった。残念ながらエンゼルプランは失敗したと言わざるを得ないのではないか。その大きな要因は、仕事と子育ての両立支援をテーマとしながら、ワーク・ライフ・バランスと言われるような見直しはほとんどせずに保育で全て受け止めようとした。育児休業が取れないのでゼロ歳の早い段階からの保育が要る。あるいは、子育て中の若い親に残業をさせないということをすればよかったのに、それができずに保育所の延長保育を大幅に広げる、あるいは休日保育もやる等で、いわゆる働き方、仕事のひずみを全て保育に結果的に持って行ってしまったのではないか。いわゆる

部分最適になってしまって、全体最適ではなかったのではないか。」との旨の指摘をしている¹⁸。

また、第3次ベビーブームが起きなかった要因について、令和3年1月28日の参議院予算委員会で、坂本哲志内閣府特命担当大臣（少子化対策）（当時）は、「経済社会情勢が大きく変化する中で、若者の経済的な不安定さや長時間労働、ちょうど就職氷河期ともぶつかったところもある。それから、家事、育児の負担が依然として女性に偏っている状況、あるいは子育ての中の孤立感や負担感、さらには子育てや教育に係る費用負担の重さ等、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合ったというふうに認識している。」旨の答弁を行った¹⁹。また、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、「子どもを産み育てることのできる環境になっていなかったということだと思う。」旨の答弁を行った²⁰。

2000年代半ばまでに展開されたこども・子育て政策は、それ自体が質・量ともに十分であったとまでは言えず、それに加えて、経済情勢、雇用情勢が悪く、所得の状況も非常に厳しかったこともあり、出生数の減少に歯止めをかけるまでには至らなかったのではないかと考えられる²¹。

なお、「未来戦略方針」では、2010年代以降のこども・子育て政策の概要と評価についても示されており、待機児童の問題等で一定の成果を挙げたとされている（本稿末尾の補論を参照）²²。

6. 結婚・子育てに必要な経済的余裕

結婚を希望している者で結婚していない20～40歳の男女に、どのような状況になれば結婚すると思うかを聞いたところ（複数回答）、「経済的に余裕ができること」と答えた人の割合が42.4%となっている。また、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦のうち、妻の年齢が35歳未満の夫婦に対して、理想の数の子どもを持たない理由を聞いたところ（複数回答）、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答えた人の割合が77.8%となっている（図表9）。

¹⁸ 第180回国会参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会公聴会会議録第1号4頁（平24.8.6）

¹⁹ 第204回国会参議院予算委員会会議録第2号第23頁（令3.1.28）

²⁰ 第204回国会参議院予算委員会会議録第2号第24頁（令3.1.28）

²¹ これらに加え、DINKS（Double Income No Kids）という言葉に象徴されるとおり、結婚しても積極的に子供を望まない夫婦が増えたこと等も影響していると思われる。

²² ただし、直近のデータである令和4（2022）年の出生数は約77万人で最少、合計特殊出生率は1.26で最低と、少子化問題が深刻さを増している事実は真摯に受け止める必要があろう。

図表 9 結婚に必要な状況と理想の数の子どもを持たない理由

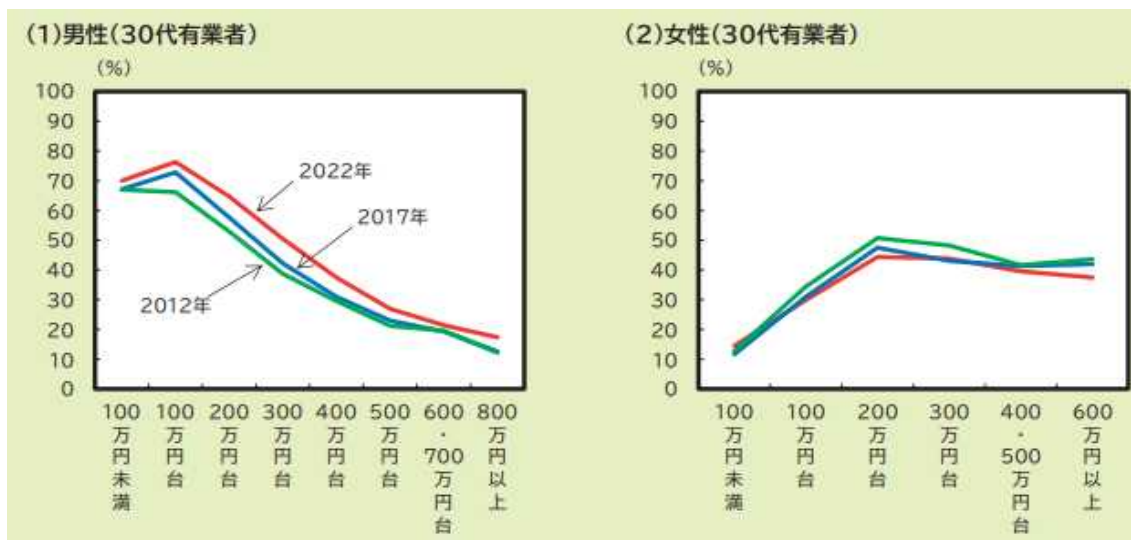
	○結婚に必要な状況	○理想の数の子どもを持たない理由
1 位	経済的に余裕ができること (42.4%)	子育てや教育にお金がかかりすぎるから (77.8%)
2 位	異性と知り合う（出会う）機会があること (36.1%)	これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから (23.1%)
3 位	精神的に余裕が出来ること (30.6%)	家が狭いから (21.4%) 自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから (21.4%)

(出所) 内閣府「少子化社会対策白書（令和元年版）」、国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」より作成

ここから読み取れるのは、結婚に必要な状況、理想の数の子どもを持たない主要な理由は、共に、子育て・教育にかかる経済的負担の大きさ、それを賄う経済的余裕のなさということである。

次に、男女別に所得と結婚行動の関係をデータで可視化したものは以下のとおりとなる（図表 10）。

図表 10 男女別にみた年収区分別の未婚率



(注 1) 総務省「就業構造基本調査」により作成

(注 2) 有業者には非正規雇用者を含む。

(注 3) ここでは、就業構造基本調査における「所得」を年収と表記している。

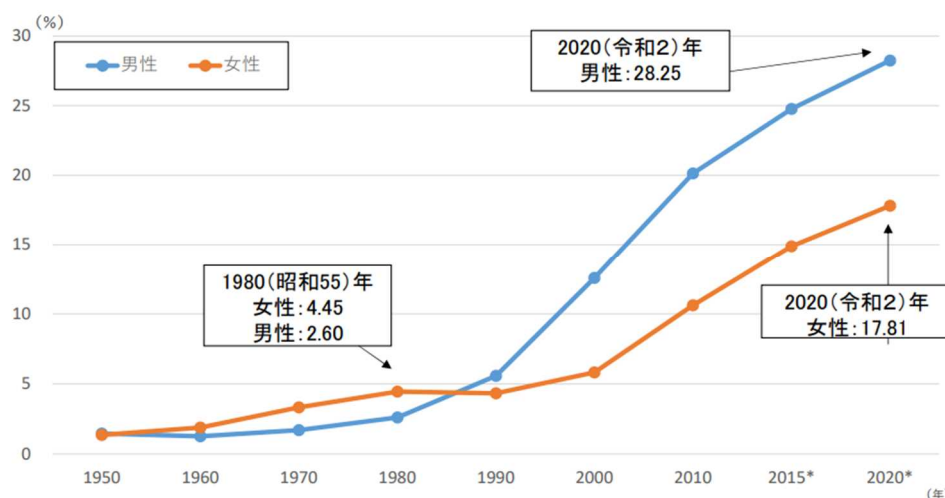
(出所) 内閣府「経済財政白書（令和 5 年度版）」、148 頁

男女別の所得と結婚行動の関係について、「経済財政白書（令和 5 年度版）」

では、「30 代の男性有業者では、年収が高いほど未婚率が低い傾向にあり、この傾向は 2012 年からほとんど変わっていない。他方で、30 代の女性有業者では、こうした傾向は男性ほど顕著ではない。女性では、200 万円未満の未婚率が低く、ここには結婚後に扶養の範囲内で働く女性が含まれている要因があり、必ずしも結婚前の年収の低い女性が結婚しやすいことを示唆するものではないが、年収と未婚率の関係には男女差があることがうかがえる。これらを踏まえると、男性の年収と婚姻率の関係からは、所得が高いほど未婚率が下がる傾向があり、経済的な理由が結婚行動に大きな影響を及ぼしていることが示唆される。」との分析を示している。

なお、第 2 次ベビーブーマーは令和 2（2020）年時点で、46～49 歳になっていることを踏まえ、50 歳時の未婚率²³（45～49 歳と 50～54 歳未婚率の平均値）を見ていると、令和 2（2020）年は、男性は 28.25%、女性は 17.81%とかなりの高水準となっている（図表 11）。

図表 11 50 歳時の未婚率の推移



（注 1）50 歳時の未婚率は 45～49 歳と 50～54 歳未婚率の平均値。

（注 2）横軸（2015 年及び 2020 年）の＊は配偶関係不詳を補完した結果に基づく。

（資料）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2022」

（出所）こども家庭庁（こどもの居場所部会第 6 回）資料（令和 5 年 8 月 9 日）

²³ 未婚率の増加について、「少子化社会対策白書（平成 16 年版）」は「親と同居する未婚者（パラサイトシングル）が数多く存在するが、親元に同居し基礎的生活コストを親に支援してもらいながら自らの生活を楽しむというライフスタイルが、未婚化を進展させているという指摘がなされている。」との分析を行っており、厳しい所得環境に加え、ライフスタイルの変化もその一つの要因になっていることを示唆している（内閣府「少子化社会対策白書（平成 16 年版）」、47 頁）。

7. おわりに

本稿では、第3次ベビーブームが起きなかった背景について、当時の経済・雇用及び所得関連のデータに焦点を当て、更にこども・子育て政策の動きも振り返りながら、考察してきた。

第2次ベビーブーマーが出産を検討あるいは出産した時期に展開されたこども・子育て政策は、それ自体が質・量ともに十分であったとは言えず、また、経済情勢、雇用情勢が悪く、所得の状況も非常に厳しかったこともあり、こうした状況が、出生数の減少や未婚率の上昇につながり、第3次ベビーブームは起きなかったのではないかと考えられる²⁴。

今後は、「未来戦略方針」に基づき、児童手当の拡充²⁵を始めとした経済的な支援や男性の育児休暇の取得促進策を始めとした両立支援のほか、多様なこども・子育て政策が展開されていくと思われるが、財源には限りがある中で、こども・子育て政策のどの政策に重点を置くのか、政策の効果を適宜検討しながら、政策運営を行う必要があろう²⁶。

少子化対策には、これをやれば解決するという単純明快な処方箋はないと思われ、現金給付・現物給付の適切なバランスと総額の積み増し、賃上げ、働く

²⁴ この時期を含めたこの30年間の我が国の少子化対策について、厚生労働省の幹部は「30年間の対策で、やっぱりダメだというのが見えた。サービスと現金の両方が足りないのかも。それぞれにとって子育ての苦勞への『報われ感』がないと、効果は出てこないと思う」と反省をにじませて話したとされる（『朝日新聞』（令5.2.4））。

²⁵ この点について、大和総研の是枝俊悟主任研究員ほかは、「所得の不足が出生率の大きな制約要因になっているのは、妻が被扶養者で、かつ、比較的所得の低い世帯に限られそうである。妻が被保険者（つまり、自ら働き健康保険に加入する女性）の世帯においては、所得の不足よりも働き方が出生率の大きな制約要因となっているものとみられる。よって、ユニバーサルな児童手当の拡充は、ライフコースによらず一定の支援を行い子育て世帯の所得を増やすという意味での支援策にはなるものの、出生率引上げにつながる少子化対策としてはあまり効率の良いものではないといえるだろう。」との旨指摘をしている（是枝俊悟、佐藤光、和田恵、石川清香『『次元の異なる少子化対策』として何を実施すべきかー政策効果を明示した上で、財源や負担の『社会的合意』を目指せー』『大和総研レポート』（令5.2.27）、11頁）。

²⁶ 例えば、東京大学大学院の山口慎太郎教授は、「政府の問題意識は正しいが、具体的な政策を見ると、出生率が大きく向上するイメージは持てない。柱に据えられた児童手当のような『現金給付』は、出生率は上がるものの、それほど強い効果はないということが、海外の研究から分かっている。特に現代社会は子どもの教育を重視する家庭がかつてより増えているため、増額分は既にいる子どもの教育費に充てられる可能性が高い。公立学校の充実など『現物給付』の方向にお金を使っても良かったのではないかと」の旨の見解を示している（『読売新聞』（令5.8.12））。このほか、中京大学の松田茂樹教授は、「子育て世帯の経済的負担の軽減が重要だとし、児童手当拡充といった必要な財源を振り向けた充実策は評価する。一方、児童手当の高校生までの支給延長に伴い、年間38万円の扶養控除について『関係をどう考えるか整理する』と記載されたことに懸念を感じる。廃止されれば、拡充がプラスにならない世帯も出るからだ。」との旨の見解を示している（『朝日新聞』（令5.6.14））。

子育て世代へのサポートなど、多方面の政策を総合的に進める必要があろう²⁷。その意味でも、こども・子育て政策にとどまらず、経済政策や産業政策によって、経済情勢や雇用情勢を好転させ、若年層が将来不安を払拭でき、結婚や出産に前向きになれる環境を創出できるか否かが鍵を握るのではないかと²⁸。

我が国の人口構成を踏まえ、「未来戦略方針」では、以下の2点を示している。

- ① 我が国の出生数を平成2（1990）年以降で見ると、2000年代に入って急速に減少しており、平成2（1990）年から平成12（2000）年までの10年間の出生数は約3%の減少であるのに対し、平成12（2000）年から平成22（2010）年は約10%の減少、平成22（2010）年から令和2（2020）年は約20%の減少となっている²⁹。さらに、コロナ禍の3年間（令和2（2020）～令和4（2022）年）で婚姻件数は約9万組減少、未婚者の結婚希望や希望こども数も大幅に低下・減少している。
- ② このままでは、2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減することになり、少子化はもはや歯止めの利かない状況になる。2030年代に入るまでのこれから6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、少子化対策は待ったなしの瀬戸際にある。

今こそ、こうした危機感を官民が共有し、第3次ベビーブームが起きなかったという歴史的な事実やそこから得られる教訓も生かし、総力戦で我が国の少子化対策に取り組むべき時ではないか。

（内線 75103）

²⁷ 藤波匠「わが国少子化の行方と対策－急速に進む出生意欲の低下と対策の方向性－」『J R I レビュー』2022 Vol. 9, No104、41 頁等を参照。

²⁸ これに関連し、ニッセイ基礎研究所の矢嶋康次常務理事は、「国民が政府の少子化対策に否定的な見方をする背景には、将来に対する期待の低さが共通認識となっていることを感じる。すなわち、所得が増えて豊かな生活ができる。そうした将来展望が描けない諦めだ。少子化が進んだ背景には未婚化・晩婚化があるが、その裏には雇用の非正規化が進み、低所得に陥る若者が増えたことがある。経済的に結婚や子どもを諦める人が増えていく中、日本では人口減少が進み、過去のような高成長を実現できる見込みが薄れている。そのため、政府がどれだけこども対策を強化しようとも、事態は改善して行かないという悲観が根付いていると思われる。」旨の指摘をしている（矢嶋康次「少子化対策の変遷と課題」『基礎研レポート』（令 5. 7. 27）、5 頁）。

²⁹ 第3次ベビーブームが起きなかったことは、こうした出生数の加速度的な減少にも影響しているのではないかと推察される。

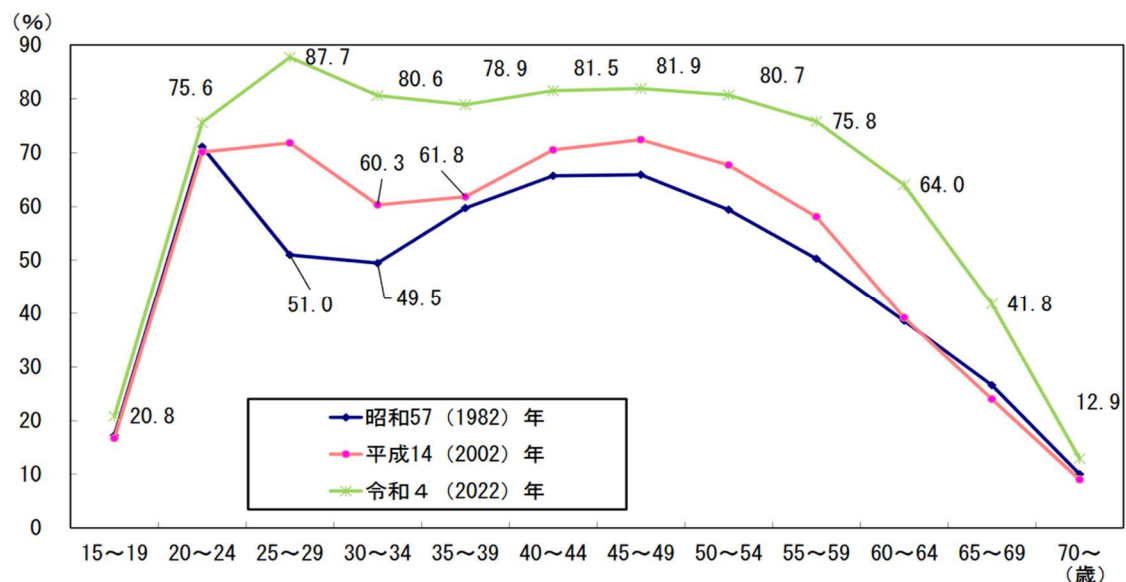
【補論】2010年代以降のこども・子育て政策の概要と評価

「未来戦略方針」では、2010年代以降のこども・子育て政策の概要と評価についても、以下のとおり示されている。

- ① 2010年代に入り、「社会保障と税の一体改革」の流れの中で大きな転機が訪れた。消費税率の引上げに伴う社会保障の充実メニューとして、こども・子育て分野に0.7兆円規模の財源が充てられることとなり、さらに、平成29（2017）年には「新しい経済政策パッケージ」（平成29（2017）年12月8日閣議決定）により、「人づくり革命」の一環として追加財源2兆円が確保された。
- ② こうした安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対GDP比は、平成25（2013）年度の1.13%から令和2（2020）年度には2.01%まで上昇した。

なお、待機児童の問題以外で、2010年代以降のこども・子育て政策の効果を確認できる指標の一つとしては、女性の年齢階級別労働力率を上げることができる（図表1）。

図表1 女性の年齢階級別労働力率の推移



(注) 労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」 / 「15歳以上人口」 × 100

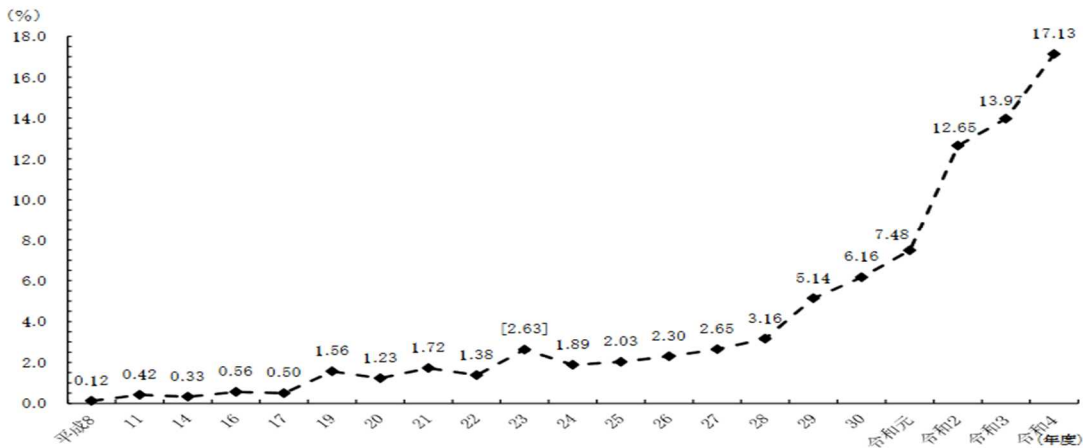
(資料) 総務省「労働力調査」

(出所) 内閣府（女性活躍と経済成長の好循環実現に向けた検討会第6回）資料（令和5年5月22日）

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、かつてはM字カーブを描いていたが、カーブの底は徐々に以前よりも浅くなり、年齢階級が上昇している。この動きについては、政府の政策と企業の取組の効果が発現したからではないかと推察される。

このほか、男性の育児休業取得率についても、近年、急激に上昇している（図表 2³⁰）。

図表 2 男性の育児休業取得率の推移



（注）平成 23 年度の〔 〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
（出所）厚生労働省「令和 4 年度雇用均等基本調査」

これは、数次にわたる育児・介護休業法（平成 3 年法律第 76 号）³¹改正（具体的な改正内容の概要は図表 3 を参照）による効果によるものと思われる。

図表 3 「育児・介護休業法」の主な改正（平成 21 年改正以降）

改正	施行	改正内容
平成 21 (2009) 年	平成 22 (2010) 年	○父母がともに育児休業を取得する場合、1 歳 2 か月（従前 1 歳）までの間に、1 年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。 ○配偶者の出産後 8 週間以内に、父親が育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする（パパ休暇）。 ○配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業を取得不可とすることができるよう制度を廃止する。

³⁰ 図表 2 と同期間における日本の女性の育児休業取得率は、平成 8 年度は 49.1%と 5 割にも満たない水準であったが、平成 19 年度以降は 80%以上となっている（データは、厚生労働省「令和 4 年度雇用均等基本調査」）。

³¹ 正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。

		※これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正。
平成 29 (2017) 年	平成 29 (2017) 年	○事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることを義務付ける。 例) いわゆる配偶者出産休暇、入園式等の行事参加を含めた育児にも使える多目的休暇など（失効年次有給休暇の積立制度を育児目的として使用できる休暇制度として措置することを含む）。
令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年	○「産後パパ育休」の創設 子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。 ①休業の申出期限については、原則休業の 2 週間前までとする。 ※従前の育児休業（1 か月前）よりも短縮。 ②分割して取得できる回数は、2 回とする。 ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。 ※これらにあわせ、出生時育児休業給付、育児休業給付についても所要の改正。また、パパ休暇は産後パパ育休の創設に伴い廃止された。
	令和 5 (2023) 年	○従業員数 1,000 人超の企業について、男性の「育児休業等の取得率」又は「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」の公表の義務付け。

（出所）内閣府「男女共同参画白書（令和 5 年度版）」より一部抜粋

ただし、我が国の男性の育休取得率は長らく 1 % を割り込む水準で推移し、平成 19 (2007) 年度で 1.56 % となった後も一進一退を続けた。平成 24 (2012) 年度に 1.89 % となった後は年々微増を続け、平成 28 (2016) 年度になってようやく 3 % を超えた。その後、令和元 (2019) 年度で 7.48 %、令和 2 (2020) 年度で 12.65 %、令和 3 (2021) 年度で 13.97 %、令和 4 (2022) 年度で 17.13 % と、加速度的に増えているとはいえ、他の先進諸国と比較すると格段に低い³²。

³² 「男女共同参画白書（令和 5 年度版）」では、「比較可能な 11 か国（スロベニア、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、スペイン、リトアニア、エストニア、アイルランド、ポーランド、オーストラリア及びハンガリー）の男性の育児休業の平均取得率は 55 % である」ことが紹介されている（同調査の原典は、UNICEF Office of Research-Innocenti「先進国の子育て支援の現状（Where Do Rich Countries Stand on Childcare?）」（令和 3 (2021) 年 6 月）より）（内閣府「男女共同参画白書（令和 5 年度版）」、89～91 頁）。このほか、「経済財政白書（令和 5 年度版）」では、「男性の育児休業について、我が国では、スウェーデン、ドイツ、フランスといった欧州諸国と比較して取得率、取得期間の両面で見劣りしている」ことが示され

「未来戦略方針」では、男性の育児休業取得率の目標について、①2025 年で公務員 85%（1 週間以上の取得率）、民間 50%、②2030 年で公務員 85%（2 週間以上の取得率）、民間 85%との目標³³が掲げられているが、大きな壁となるのが育休を取得する者の代替要員の確保³⁴であり、今後の官民を挙げての取組が注目される。また、事業所規模別に見た男性の育児休業取得率を見ると、500 人以上の事業所は 25.36%となっているのに対し、30 人未満の事業所は 11.15%とかなりの差があり（令和 4（2022）年度の取得率、データ出典は厚生労働省「令和 4 年度雇用均等基本調査」、特に小規模事業所に対する行政の支援が必要であると考えられる³⁵）。

ている（内閣府「経済財政白書（令和 5 年度版）、161 頁）。なお、ハーバード大学のメアリー・C・プリントン教授は、日本の男性の育児休業取得率が依然として低い理由として、「①男性は育児休業を取得すべきでないという「規則性に関わる規範」が強力に根を張っている。この規範の根底には、育児は女性の役割であって男性の役割ではないというジェンダー本質主義的な発想がある。②そうした規範を強化している要因がある。その要因とは、男性の育児休業をめぐる裁判のニュース（育児休業を取得したために会社で不利益な扱いを受けたとして、男性社員が勤務先の会社を裁判で訴えた事件が大きく報道されている）、そして、いわゆる多元的無知（周囲の男性の間では育児休業反対派が多数派だという思い込み）である。③妻ではなく夫が育児休業を取得すると、家庭が失う収入が大きいと考えられている。この背景には、日本で男女の賃金格差がいまだに大きいという現実がある。そのため、お金の面では、ほとんどの場合は妻が育児休業を取得するほうが得策ということになるのだ」との 3 点を挙げている（メアリー・C・プリントン著、池村千秋訳『縛られる日本人』（中央公論新社、令和 4 年）94～95 頁）。

³³ 同目標に対して、産経新聞の社説は「目標が高いのはよいが、取得率の向上にばかり目を奪われてはいけない。育休を取得した男性がほとんど育児をしない『とるだけ育休』の問題も指摘されている」と警鐘を鳴らしている（『産経新聞』（令 5.3.26））。

³⁴ この点について、東京大学の佐藤博樹名誉教授は「多くの企業で代替要員の確保が進まず、同僚にしわ寄せがいつている。このままでは子どもがいない人に不満が生じる」との懸念を示したとされる（『日本経済新聞』（令 5.8.13））。また、ニッセイ基礎研究所の久我尚子上席研究員は「業務負担の増した社員に対する適切な評価が求められるとともに、今後は男性の育児休業取得率が更に上昇し、取得期間が長期化することを前提とした採用などの人員計画の策定も必要である」旨を指摘している（久我尚子「男性の育休取得の現状」『基礎研レポート』（令 5.8.29）、8 頁）。

³⁵ この点について、ニッセイ基礎研究所の久我尚子上席研究員は「社員が育休を取得した際の助成金の支給や育休取得に向けた人員計画の策定支援などが挙げられる」旨を指摘している（久我尚子「男性の育休取得の現状」（前掲注 34）8 頁）。